

橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託 標準要求書

1. 業務の名称

橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託

2. 本契約の目的

多摩市道路交通課が管理する橋梁175橋は、昭和 46 年から昭和 55 年の 10 年間に、多くが架設されている。今後、これらの橋梁は供用年数が 50 年を超える高齢化を迎え、維持管理費用の増大等が懸念されていた。そこで計画的に補修等を実施する予防保全型の維持管理へ転換し、ライフサイクルコストの低減と事業費の平準化を図ることを目的に令和元年より、定期点検、補修設計ならびに長寿命化修繕計画の改定業務を一括して、5年間の長期包括委託を実施してきた。橋梁に関しては包括事業により健全性の回復が促進し、予防保全型の管理への転換が進みつつあるが、一方で、他の道路施設に関しては未だ対症的な管理に留まっており、道路利用者の安心・安全を確保するためには、計画的な維持管理への転換が急務である。本事業は、道路施設の維持管理において橋梁に加え、ボックスカルバート、張出歩道ならびに擁壁も対象に包括的民間委託として実施することで、これらの施設の維持管理の課題を解決し、予防保全型の維持管理への転換を目指すと共に効率的・効果的な維持管理の体制を構築することを目的とする。

3. 契約の期間

契約締結日～令和 11 年 3 月 31 日

各年度の業務は4月1日から翌年3月31日までとする。

4. 契約予定日

令和6年4月1日

5. 履行場所

多摩市内

6. 業務概要

点検により多摩市内の橋梁、ボックスカルバート、張出歩道ならびに擁壁の状態を把握し、メンテナンスにおける現状の課題を認識するとともに、これらの施設のメンテナンスサイクルにおける各ステップの効率化・高度化を図り、安全な道路施設の供用を持続するための、総合的かつ最適な管理手法を構築する。

【対象施設数（詳細は別紙参照）】

- (1) 橋梁 175橋
- (2) ボックスカルバート 12箇所
- (3) 張出し歩道 2箇所
- (4) 擁壁 6箇所

【業務項目】

- (1) 橋梁定期点検
- (2) 橋梁補修設計
- (3) ボックスカルバート点検
- (4) 張出歩道点検

- (5) 擁壁点検
- (6) 新技術の活用検討
- (7) 橋梁長寿命化修繕計画の時点更新・見直し

7. 一般事項

本委託の実施にあたっての一般事項は、下記の基準を用いること。

なお、基本的に最新版を使用するものとするが、多摩市と協議のうえ適用すること。また、これ以外の基準を用いる場合には、多摩市と協議すること。

- (1) 土木工事標準仕様書（令和4年4月 東京都）
- (2) 道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省道路局）
- (3) 横断歩道橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省道路局）
- (4) 橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成28年12月 国土交通省 道路局 国道・防災課）
- (5) 橋梁の点検要領（案）（令和3年12月 東京都建設局）
- (6) 橋梁の損傷事例 図解・写真集（令和3年12月 東京都建設局）
- (7) 道路工事設計基準（東京都建設局）
- (8) 設計委託標準仕様書（東京都建設局）
- (9) 設計業務標準仕様書（国土交通省関東地方整備局）
- (10) 道路橋示方書・同解説 I～V 平成14年3月（社）日本道路協会
- (11) 道路橋示方書・同解説 I～V 平成24年3月（社）日本道路協会
- (12) 道路橋示方書・同解説 I～V 平成29年7月（社）日本道路協会
- (13) シェッド、大型カルバート等定期点検要領（国土交通省道路局 平成31年2月）
- (14) 道路土工構造物点検要領（暫定版）（国土交通省道路局 令和4年3月）

上記仕様書・要領等の中の東京都建設局及び国土交通省は多摩市に、都及び国は市に読み替える。

8. 業務内容

8.1 橋梁定期点検

本業務委託は、「橋梁の点検要領（案）（令和3年12月 東京都建設局）」（以下、東京都橋梁点検要領）ならびに「道路橋点検要領 平成31年2月 国土交通省道路局」（以下、道路橋点検要領）に準拠し、対象橋梁の上部工（橋面・橋体）、下部工及び取付階段、坂路、付属構造物等の各部材について、高所作業車等を用い近接し、目視で異常・損傷等状況調査を実施し、調査・判定結果及び総合健全度判定結果をとりまとめることを目的とする。なお、本委託業務のとりまとめ結果は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく、今後の橋梁補修・補強措置の検討・保全等の橋梁維持管理に資するものである。また、道路法に基づき、点検・診断・措置の結果をとりまとめ、公表することから、東京都橋梁点検要領による点検調書の作成に加え、道路橋点検要領の判定区分（I～IV）により健全性の評価をし、指定の様式にてデータで提出するものとする。

(1) 点検計画

業務の実施体制を整えて、業務の目的・趣旨を十分に把握した上で、東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」に基づき、業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

点検の実施に向けて、既存資料の確認、対象施設の現地踏査を実施し、必要な情報を収集・整理を行う。

(3) 点検実施計画書の作成

点検の実施に先立ち、点検方法、実施体制、点検工程、安全管理等を記載した点検実施計画書を作成し、多摩市の承認を得ること。なお、計画策定に際し、各関係機関等との調整を考慮するものとし、必要資料を提出するものとする。

(4) 関係機関協議

点検において必要な関係機関との協議用資料、説明資料の作成を行う。

(5) 橋梁点検

点検は、近接目視により行うことを基本とし、必要に応じて触診や打音など非破壊検査を併用して行うものとする。なお、ひび割れ、うきなど変状が確認された箇所や打ち継ぎ目等の変状箇所周囲については、近接目視のほかハンマーによる打音検査を行い、第三者被害を引き起こす可能性が高いうき・はく離箇所に対しては、応急措置としてハンマー等を用いてできる限り叩き落とすとともに、遅延なく調査員に報告を行うものとする。点検の時間帯は昼間を基本とする。実際の点検方法については、契約後に関係部署および調査員と協議の上決定するものとする。

(6) 健全度の診断

点検の結果より、損傷区分、健全性区分ならびに対策区分の判定を行うものとする。

(7) 点検調書の作成

点検結果をもとに、点検記録様式を作成する。作成する点検記録様式は「東京都点検要領」に準拠した記録様式ならびに「道路橋点検要領」における様式1, 2とする。なお、「東京都点検要領」に準拠した様式は過年度業務において、多摩市の実情に即した記録内容に変更しており、そちらを適用する。

また、多摩市の指定するエクセルシートに点検結果をまとめる。

8.2 橋梁補修設計

橋梁補修設計は、本業務実施期間中に以下の5橋とする。橋梁定期点検の結果により、補修項目の変更、詳細調査の必要性が認められる場合には監督員と協議すること。項目や追加調査が追加となった場合には、設計変更の対象とする。

なお、補修の対象とする損傷や補修方法は、予防保全の観点や耐震補強の実施予定などを考慮して選定する。補修工法については新技術の活用について検討すること。

令和6年度

橋梁名	: ゆうゆう橋
橋長	: 93.2m
幅員	: 15m
橋面積	: 1,398㎡
橋梁形式	: 3径間連続PC箱桁橋
設計項目	: 設計計画、現地踏査、一般図作成（既存資料あり）、補修設計（上部工、床板、支承、伸縮装置、橋面防水・排水、下部工）、施工計画、照査、報告書作成、打合せ

令和7年度

橋梁名	: かえり橋
橋長	: 39.8m
幅員	: 4.6m
橋面積	: 183.08㎡
橋梁形式	: 2径間PC単純ゲルバー
設計項目	: 設計計画、現地踏査、一般図作成（既存資料あり）、補修設計（上部工、伸縮装置設計、橋面防水・排水、下部工）、施工計画、照査、報告書作成、打合せ

令和8年度

橋梁名	: 熊野橋
-----	-------

橋長 : 30.12m
幅員 : 18m
橋面積 : 542.16m²
橋梁形式 : PC単純合成I桁橋
設計項目 : 設計計画、現地踏査、一般図作成(既存資料あり)、補修設計(伸縮装置、橋面防水・排水)、施工計画、照査、報告書作成、打合せ

令和9年度

橋梁名 : 多1・3・6-1号橋
橋長 : 32.0m
幅員 : 11.5m
橋面積 : 368m²
橋梁形式 : PC門型ラーメン橋
設計項目 : 設計計画、現地踏査、一般図作成(既存資料あり)、補修設計(上部工、防護柵、伸縮装置、橋面防水・排水)、施工計画、照査、報告書作成、打合せ

令和10年度

橋梁名 : 瓜生小南側ペデ橋
橋長 : 24.8m
幅員 : 6.8m
橋面積 : 167.28m²
橋梁形式 : ポニートラス橋
設計項目 : 設計計画、現地踏査、一般図作成(既存資料あり)、補修設計(上部工、床板、支承、伸縮装置、橋面防水・排水、下部工)、施工計画、照査、報告書作成、打合せ

(1) 設計計画

業務の実施体制を整えて、業務の目的・趣旨を十分に把握した上で、東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」に基づき、業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

橋梁定期点検で確認された変状の状況確認を行い、整理した既往資料等と現地状況の整合性の確認を行うとともに、利用状況、交通状況などを確認し、設計条件を整理する。

(3) 関係機関協議及び協議用資料作成

道路管理者及び河川管理者、鉄道事業者等、関係機関との協議に必要な資料を作成し協議を行う。

(4) 補修設計

橋梁定期点検結果および現地踏査結果、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対象橋梁の損傷部位の補修詳細設計を行う。補修設計では、補修一般図、補修詳細図などの設計図の作成を行うとともに、工種毎に数量算出要領に基づき数量の算出を行う。

また、補修設計にあたっては、現地踏査結果等に基づき、構造的・施工性・経済性等を比較検討し、最適な補修工法を決定する。

(5) 施工計画

橋梁の規模、道路の交差条件、河川条件および計画工程表、施工ステップ、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画、仮設工設計図、交通切り回し等、工事費積算に当たって必要な計画を記載した施工計画書を作成する。施工計画は現場の周辺道路等の状況を考慮し、適切な規格の機材・車両を選定し、作業帯を想定して、作成するものとする。施工計画書には施工段階での注意事項、検討事項について必ず取りまとめ、記載することとする。

(6) 概算工事費の算出

数量計算書で算出した工事数量に基づき、概算工事費を算出する。また、工事費の算出根拠(単価、歩掛、見積り額等)を明確にし、報告書に添付する。

(7) 報告書作成

設計業務の成果として、設計業務等成果概要書・設計計算書・設計図・数量計算書・概算工事費・施工計画書・現地踏査結果について整理し、報告書を作成する。

8.3 擁壁点検業務

擁壁6箇所について、定期点検を実施し、点検調書を作成する。

(1) 業務計画

契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務計画書を作成し調査員に提出するものとする。

(2) 現地踏査・資料確認

点検の実施に向けて、既存資料の確認、対象施設の現地踏査を実施し、必要な情報を収集・整理を行う。

(3) 点検実施計画書の作成

点検の実施に先立ち、点検方法、実施体制、点検工程、安全管理等を記載した点検実施計画書を作成し、多摩市の承認を得ること。なお、計画策定に際し、各関係機関等との調整を考慮するものとし、必要資料を提出するものとする。

(4) 関係機関協議

点検において必要な関係機関との協議用資料、説明資料の作成を行う。

(5) 点検の実施

点検は、近接目視により行うことを基本とし、必要に応じて触診や打音など非破壊検査を併用して行うものとする。なお、ひび割れ、うきなど変状が確認された箇所や打ち継ぎ目等の変状箇所周囲については、近接目視のほかハンマーによる打音検査を行い、第三者被害を引き起こす可能性が高いうき・はく離箇所に対しては、応急措置としてハンマー等を用いてできる限り叩き落とすとともに、遅延なく調査員に報告を行うものとする。点検の時間帯は昼間を基本とする。実際の点検方法については、契約後に関係部署および調査員と協議の上決定するものとする。点検の結果より、健全性区分と対策区分の判定を行うものとする。

(6) 点検調書の作成

点検結果をもとに、点検記録様式を作成する。

過年度（平成27年度）の点検結果を比べて劣化に進行がある箇所については、その詳細を記載する。

(7) 報告書作成

点検調書以外の報告書作成、変状の特徴と変状発生機構の考察、応急対策工他、今後の維持管理に関する提言を行うものとする。

8.4 張出し歩道点検業務

張出し歩道2箇所について点検を実施し、点検調書を作成する。

(1) 業務計画

契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務計画書を作成し調査員に提出するものとする。

(2) 現地踏査・資料確認

点検の実施に向けて、既存資料の確認、対象施設の現地踏査を実施し、必要な情報を収集・整理を行う。

(3) 点検実施計画書の作成

点検の実施に先立ち、点検方法、実施体制、点検工程、安全管理等を記載した点検実施計画書を作成し、多摩市の承認を得ること。なお、計画策定に際し、各関係機関等との調整を考慮するものとし、必要資料を提出するものとする。

(4) 関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明資料の作成を行う。

(5) 点検の実施

点検は、近接目視により行うことを基本とし、必要に応じて触診や打音など非破壊検査を併用して行うものとする。なお、ひび割れ、うきなど変状が確認された箇所や打ち継ぎ目等の変状箇所周囲については、近接目視のほかハンマーによる打音検査を行い、第三者被害を引き起こす可能性が高いき・はく離箇所に対しては、応急措置としてハンマー等を用いてできる限り叩き落とすとともに、遅延なく調査員に報告を行うものとする。点検の時間帯は昼間を基本とする。実際の点検方法については、契約後に関係部署および調査員と協議の上決定するものとする。点検の結果より、健全性区分と対策区分の判定を行うものとする。

(6) 点検調書の作成

点検結果をもとに、点検記録様式を作成する。

(7) 報告書作成

点検調書以外の報告書作成、変状の特徴と変状発生機構の考察、応急対策工他、今後の維持管理に関する提言を行うものとする。

8.5 ボックスカルバート点検業務

多摩市道路交通課が管理するボックスカルバート 12 箇所について、定期点検を実施し、点検調書を作成する。

(1) 業務計画

契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務計画書を作成し調査員に提出するものとする。

(2) 現地踏査・資料確認

点検の実施に向けて、既存資料の確認、対象施設の現地踏査を実施し、必要となる情報を収集・整理を行う。

(3) 点検実施計画書の作成

点検の実施に先立ち、点検方法、実施体制、点検工程、安全管理等を記載した点検実施計画書を作成し、多摩市の承認を得ること。なお、計画策定に際し、各関係機関等との調整を考慮するものとし、必要資料を提出するものとする。

(4) 関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明資料の作成を行う。

(5) 点検の実施

点検は、近接目視により行うことを基本とし、必要に応じて触診や打音など非破壊検査を併用して行うものとする。なお、ひび割れ、うきなど変状が確認された箇所や打ち継ぎ目等の変状箇所周囲については、近接目視のほかハンマーによる打音検査を行い、第三者被害を引き起こす可能性が高いき・はく離箇所に対しては、応急措置としてハンマー等を用いてできる限り叩き落とすとともに、遅延なく調査員に報告を行うものとする。点検の時間帯は昼間を基本とする。実際の点検方法については、契約後に関係部署および調査員と協議の上決定するものとする。点検の結果より、健全性区分と対策区分の判定を行うものとする。

(6) 点検調書の作成

点検結果をもとに、点検記録様式を作成する。作成する点検記録様式は8.1橋梁定期点検で作成する調書に準拠した内容とする。なお、ボックスカルバート特有の記録すべき情報が認められた場合には、調書の様式の変更や追加により、必要な情報を確実に記録する。

(7) 報告書作成

点検調書以外の報告書作成、変状の特徴と変状発生機構の考察、応急対策工他、今後の維持管理に関する提言を行うものとする。

8.6 橋梁長寿命化修繕計画の時点更新・見直し

各年度に実施された橋梁点検結果をもとに、橋梁点検結果の更新と長寿命化計画の短期計

画の時点更新を行う。

8.7 新技術活用検討

橋梁点検においてコスト縮減、点検精度向上等のメリットがある新技術の活用が可能かどうか検討を行う。検討を行う対象は、特定の溝橋を除く142橋とする。

8.8 打合せ協議

年間の打合せ協議回数は以下とする。

- (1) 定期点検（橋梁）
着手時と中間2回、納品時の4回
- (2) 定期点検（張出歩道・擁壁・ボックスカルバート）
着手時と中間1回、納品時の3回
- (3) 橋梁補修設計
着手時と中間時、納品時の3回

その他の検討項目については必要に応じて適宜打合せ協議を実施すること。

9. 技術者の資格要件

本業務に配置する主任技術者は、橋梁の構造・設計・維持管理に対して熟知し、下記に示す条件を満たす者とする。なお、履行期間内での技術者の交代は原則として認めないが、やむを得ない事情により配置した技術者を変更する場合には、同等の資格と実績を有しているものとする。

(1) 主任技術者

資格要件：技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート）または技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）を有する者

業務実績：主任技術者（管理技術者）として過去10年（平成25年4月1日から令和5年3月31日の間に完了した業務）に同種業務（①橋梁点検、②橋梁長寿命化修繕計画、③橋梁補修設計、④道路施設点検・調査（ボックスカルバート・擁壁）のうち3種類以上の業務について実績を有する者。

(2) 照査技術者

主任技術者と同等程度の資格を保有するものを配置すること。

10. 支払い条件

年度ごとの完了払いとする。

11. 成果物の納品

成果品は以下の通りとし、各年度ごとに実施する業務について適宜納品（中間納品）を行うこと。なお、打合せ協議記録簿は各実施項目に応じて作成し、成果品に含めて納品すること。電子データは報告書のPDFファイルと報告書を作成に用いた元データを含めて全て納品すること。その他詳細については多摩市の指示によるものとする。

(1) 橋梁定期点検

- | | |
|---|----|
| ① 橋梁点検調書（A4判製本、パイプファイル式）
写真台帳、損傷図、橋梁一般図、定期点検表、点検表記録様式等 | 1部 |
| ② 橋梁台帳（修正を加えたもの） | 1式 |
| ③ 電子データ（CD-RもしくはDVD） | 1枚 |
| ④ その他必要な資料 | 1式 |

(2) 橋梁長寿命化修繕計画の時点更新・見直し

① 報告書（A4判製本、パイプファイル式）	1部
② 電子データ（CD-RもしくはDVD）	1枚
③ その他必要な資料	1式
(3) 橋梁補修設計	
① 報告書（A4判製本、パイプファイル式）	1部
② 補修設計図面及びデータ（DWG、DXF、PDF）ファイル	1式
③ 電子データ（CD-RもしくはDVD）	1枚
④ その他必要な資料	1式
(4) 張出歩道点検	
① 張出歩道点検調書（A4判製本、パイプファイル式） 写真台帳、損傷図、橋梁一般図、定期点検表、点検表記録様式等	1部
② 張出歩道台帳	1式
③ 電子データ（CD-RもしくはDVD）	1枚
④ その他必要な資料	1式
(5) 擁壁点検	
① 擁壁点検調書（A4判製本、パイプファイル式） 写真台帳、損傷図、一般図、定期点検表、点検表記録様式等	1部
② 擁壁台帳	1式
③ 電子データ（CD-RもしくはDVD）	1枚
④ その他必要な資料	1式
(6) ボックスカルバート点検	
① ボックスカルバート点検調書（A4判製本、パイプファイル式） 写真台帳、損傷図、一般図、定期点検表、点検表記録様式等	1部
② ボックスカルバート台帳	1式
③ 電子データ（CD-RもしくはDVD）	1枚
④ その他必要な資料	1式

12. 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本委託終了後に成果品に瑕疵が発見された場合には、受託者の責任において、速やかに成果品の修正を行わなければならない。これに要する費用は、すべて受託者の負担とする。

13. 貸与資料

本業務に必要な資料は貸与するが、管理については十分注意し、業務終了後は速やかに返却すること。

14. 個人情報等の機密性の高い電子データ納品の取り扱い

個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

15. 情報セキュリティの確保について

電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針（平成27年10月27日施行）及び東京都サイバーセキュリティ対策基準（平成28年4月1日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより多摩市が被害を被った場合には、多摩市は受託者に損害賠償を請求することができる。多摩市が請求する損害賠償額は、多摩市が実際に被った損害額とする。

16. 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

17. 測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)の登録について

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、多摩市の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに多摩市に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

18. 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

(1) 再委託

受託者は再委託する場合、協力者が多摩市の競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

(2) 不当介入に対する通報報告

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、多摩市への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

19. その他

仕様書及び設計図書に疑義のある場合もしくは業務上必要な事項で記載のないものについては、別途協議の上定めるものとする。

多摩市